

障害福祉サービス 報酬の解釈

目次 Contents

第Ⅰ編 サービスのしくみ

令和元年10月改定のポイント

- 1 報酬改定にかかるこれまでの経緯 8-3
- 2 障害福祉人材の処遇改善 8-4
- 3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し 8-9
- 4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い 8-10
- 5 就学前の障害児の発達支援の無償化 8-11

第2章 サービス内容と指定基準

- 1 サービス事業所・施設の指定 46
- 2 相談支援の体系と計画相談支援 57
- 3 地域相談支援 62
- 4 介護給付① 居宅における生活支援 65
- 5 介護給付② 日中活動と住まいの場の提供 72
- 6 訓練等給付 77
- 7 障害児を対象としたサービス 88

第1章 障害福祉サービスを受けるまで

- 1 障害者総合支援法の全体像 10
- 2 支給プロセスと障害支援区分の認定 16
- 3 支給決定のしくみ 19
- 4 利用者負担の認定 29
- 5 受給者証の交付と更新の申請 36

第3章 事業所による給付費の請求

- 1 介護給付費等の請求と支払い 94
- 2 電子請求受付システム 100
- 3 簡易入力システム等を使用した請求 105

第4章 平成30年度報酬改定のポイント

- 1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 121
- 2 報酬の算定構造とサービス提供実績記録票 128
- 3 請求書と明細書 191

第Ⅱ編 費用算定基準（単位数表）

第1章 障害者総合支援法に係る報酬

第1節 計画相談支援	204
計画相談支援費用額算定基準	204
計画相談支援	206
第2節 地域相談支援	222
地域相談支援費用額算定基準	222
第1 地域移行支援	222
第2 地域定着支援	228
第3節 障害福祉サービス	230
障害福祉サービス費用額算定基準	230
第1 居宅介護	240
第2 重度訪問介護	262
第3 同行援護	278
第4 行動援護	292
第5 療養介護	302
第6 生活介護	314
第7 短期入所	342
第8 重度障害者等包括支援	364
第9 施設入所支援	376
第10 自立訓練（機能訓練）	398
第11 自立訓練（生活訓練）	414
第12 就労移行支援	450
第13 就労継続支援 A型	470
第14 就労継続支援 B型	490
第14の2 就労定着支援	512
第14の3 自立生活援助	518
第15 共同生活援助	522

第2章 児童福祉法に係る報酬

第1節 障害児相談支援	560
障害児相談支援費用額算定基準	560
障害児相談支援	562
第2節 障害児通所支援	574
通所支援費用額算定基準	574
第1 児童発達支援	580
第2 医療型児童発達支援	612
第3 放課後等デイサービス	624
第4 居宅訪問型児童発達支援	650
第5 保育所等訪問支援	654
第3節 障害児入所支援	658
入所支援費用額算定基準	658
第1 福祉型障害児入所施設	662
第2 医療型障害児入所施設	694

◆「令和元年10月版」について

本書（新版）は、平成30年4月版（旧版）の内容を基本的に保持しつつ、令和元年10月施行の改正内容に対応したもので

新版で増補となる部分についての頁表記は枝番を採用しています（例：8頁と9頁の間に「令和元年10月改定のポイント」を8-2～8-11頁として追加）。これにより、旧版と新版との間で頁のずれが生じないようになっています。

第Ⅲ編 指定基準

1 計画相談支援	708
2 地域相談支援	722
3 障害福祉サービス	736
4 障害者支援施設等	845

第Ⅳ編 関係告示・通知

1 算定基準関係	
○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平30.3.30障障発0330第2号）	948
○地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について（平30.3.30障障発0330第3号）	967
○平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（平20.4.25障障発第0425001号）	969
○重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について（平26.3.31障障発0331第8号）	973
○入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（平28.6.28障障発0628第1号）	979
●平成30年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて（平30.3.30障害福祉課事務連絡）	980
○日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平18.9.28障障発第0928001号）	983
○地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について（平18.4.3障障発第0403004号）	986
○精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平19.3.30障発第0330011号）	986
○リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平21.3.31障障発第0331003号）	988
○栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平21.3.31障障発第0331002号）	998
○就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平19.4.2障障発第0402001号）	1004
（参考）体制等状況一覧表	
●介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	1011
●障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表	1016
●加算・算定区分等についての届出書	1020

5 障害児相談支援	878
6 障害児通所支援	891
7 障害児入所施設等	928

第Ⅴ編 疑義解釈

0-1 障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年3月29日）（平31.3.29障害福祉課事務連絡）	1059-2
0-2 障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年4月4日）（平31.4.4障害福祉課事務連絡）	1059-3
0-3 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A VOL. 1（令元.5.17障害福祉課事務連絡）	1059-5
1-1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（VOL. 1）（平30.3.30障害福祉課事務連絡）	
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1060
2. 訪問系サービス	1064
3. 生活介護、短期入所	1067
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	1068
5. 相談支援	1070
6. 障害児支援	1073
別添資料1 共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化	1077
別添資料2 計画相談支援・障害児相談支援の特定事業所加算、各支援体制加算の基準の遵守状況に関する記録	1081
1-2 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（VOL. 2）（平30.4.25障害福祉課事務連絡）	1084
1-3 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（VOL. 3）（平30.5.23障害福祉課事務連絡）	1085
1-4 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（VOL. 4）（平30.7.30障害福祉課事務連絡）	1089-2
1-5 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（VOL. 5）（平30.12.17障害福祉課事務連絡）	1089-2
2 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A（平29.3.30障害福祉課事務連絡）	1090
3-1 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（VOL. 1）（平27.3.31障害福祉課事務連絡）	
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1092
2. 訪問系サービス	1092
3. 生活介護、短期入所、施設入所支援	1094
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助	1095
5. 就労系サービス	1097
6. 相談支援	1099
7. 障害児支援	1099
3-2 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（VOL. 2）（平27.4.30障害福祉課事務連絡）	1103
3-3 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（VOL. 3）（平27.5.19企画課・障害福祉課事務連絡）	1109
4 平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ & A（平26.4.9障害福祉課事務連絡）	
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1111
2. 訪問系サービス	1111
3. 共同生活援助	1111
5-1 相談支援に関するQ & A（平29.3.31障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）	
1. 指定基準関係	1118
2. 指定事務関係	1118
3. 支給決定通知・事務処理要領	1119
4. 報酬関係	1122
5. その他	1125
5-2 地域相談支援に関するQ & A（平25.2.25障害保健福祉関係主管課長会議資料）	1127
6 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平24.8.31障害福祉課事務連絡）	
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1128
2. 相談支援	1132
3. 訪問系サービス	1132
4. 生活介護・施設入所支援・短期入所	1133
5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・宿泊型自立訓練	1135
6. 就労系サービス	1136
7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）	1137

◆「第Ⅱ編 費用算定基準（単位数表）」のみかた

- ・原則として見開きの左側に、「**費用算定基準（単位数表）告示**」を掲載しています。
 - ・「**単位数表告示**」により別に定められた「**関係告示**」を、網掛けで挿入しています。

- ・令和元年10月改定により変更となる単位数については、新旧双方の単位数を表示しています（旧単位→新単位）。
 - ・原則として見開きの右側に、「留意事項通知」を掲載しています。
 - ・「留意事項通知」は適宜並び替え、告示との対応を分かりやすくしています。

13 移行準備支援体制加算

- イ 移行準備支援体制加算（Ⅰ）
- ロ 移行準備支援体制加算（Ⅱ）

注1 イについては、前年度に施設・**生労働大臣が定める基準を満たし、外支援利用者**の人数に応じ、1日につき（1）職場実習等にあっては、同一の企業を超えない期間で、当該期間中に職（2）求職活動等にあっては、ハローワーク生活支援センターにて就業情報の提出を行った場合に、**「関係告示」**は網掛けで、対応する部分の近くに掲載し、「関係告示」の規定を把握しやすくしています。

注2 ロについては、**主労働大臣が定める基準を満たし、企業及び就労移行支援サービス費（Ⅱ）**が算定されている利用者（施設入所者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[13・注1、注2] 厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三十二）

- イ 移行準備支援体制加算（Ⅰ）

（1）就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の職員の100分の50以下であること。

（2）一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、**移行支援サービス費（Ⅰ）**について、就労支援・障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法を用いて計算する。**（第35号において同じ。）**で、施設外就労利用者の数を6で除して得た数以上であること。

14 送迎加算

- イ 送迎加算（Ⅰ）
- ロ 送迎加算（Ⅱ）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

〔〕は編注です。ここでは参考先を明示しています。

[14・注1、注2] 厚生労働大臣が定める送迎（平24厚労告268・四）

第一号〔→「第6 生活介護の12の注1、注2、注3」参照〕の規定を準用する。

〔13〕移行準備支援体制加算の取扱いについて〔第二・3・(3)・⑬〕

(一) 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算（I）については、以下のとおり取り扱うこととする。

注1の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。

(ア) 企業及び官公庁等における職場実習
(イ) アに係る事前面接、期間中の状況確認
実習先開拓のための職場訪問、職場見学
(ウ) その他必要な支援

イ 1の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。

(ア) ハローワークでの求職活動
(イ) 地域障害者職業センターによる職業評価等
(ウ) 障害者就業・生活支援センターへの登録等

対応する「単位数表告示」の項番等を示しています。

〔14〕送迎加算の取扱いについて〔第二・3・(3)・⑭〕

報酬告示第12の14の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。

■送迎加算の取扱いについて〔第二・2・(6)・⑯〕

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。

(二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算（I）については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。

また、送迎加算（II）については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

(ア) 1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用者1人当たりの運送時間、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用する場合

(イ) 週3回以上の送迎を実施する場合

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や乗換駅までの距離を考慮したうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。

(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者が直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計のみにより活動を行った場合に算定すること。

算定されている間にあっては、算定しない。

〔15〕移行準備支援体制加算の取扱いについて〔第二・3・(3)・⑯〕

報酬告示第12の15の移行準備支援体制加算（II）については、以下のとおり取り扱うこととする。

注2の(1)中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。

(ア) サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況、環境状況等に関する共通理解の確立

(イ) 踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討

(ウ) 施設外就労を実施する場合における個別支援計画の必要な見直しのための支援
その他必要な支援

他サービスの準用・参照規定がある場合に、該当する項目の達成状況の確認並びに見出しに『■』を付して、該当項目を再掲しています。

◆「第Ⅲ編 指定基準」のみかた

- ・第Ⅲ編は指定基準に関する「**基準省令**」と「**基準通知**」により構成されています。
- ・基準省令は網掛けで、基準通知は網掛けなしでそれぞれ表示しています。
- ・基準省令の条文の下にそれに対応する基準通知を掲載することで、見落とすことなく指定基準が体系的に分かるように編集しています。
- ・平成30年4月実施の改正部分には、下線を付して掲載しています(発出日に実施の改正部分は点線)。

らないこととしたものである。
(入退所の記録の記載等)

第119条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量(総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならず)上に基準省令、下線の記載(基準第119条)に対応する基準通知の必要事項の記載を掲載。条ごとに事業者は、支給量管理の観点から、のセットで掲載する都度、受給者証に入退所年月日での見落とす当該利用者の受給者証に記載するしがりません。

指定期間の確認
指定期間入所事業者は、提供により利用者の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。

ビスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

4(3) 利用者負担額の受領(基準第120条)
① 利用者負担額の受領等
指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(II)の①、②、④及び⑤を参照されたい。[→第21条]
② その他受領が可能な費用の範囲
其江 20条第2項は、指定短期入所事業者は、他の条の規定等を参照する箇所については、『[→]』として参考する条文や項目を明示しています。

ウ 日用品費
エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担されることが適当と認められるもの

第IV編に収載している通知等については、[→]ができますこととし、介護給付費の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号当職通知)によるものとする。[→「IV関係告示・通知」参照]

◆「第V編 疑義解釈」のみかた

- ・平成24年度以降に厚生労働省から発出された主な**Q & A** (事務連絡)を、**発出日ごと・カテゴリごとに**掲載しています。
- ・「問」を網掛けで、その下に「答」を掲載しています。

(8) 重度障害者支援加算
〔改正済〕問44 指定共同生活援助事業所における「重度障害者支援加算」について、
支援の対象となる利用者についてのみ、加算が算定されるのか。
重度障害者等包括支援の対象者だけでなく、当該加算の算定要件を満たす指定共同生活援助事業所で
している全ての者に算定されるものである。
(平成24.8.31 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に
関するQ & A 問74-2・一部改正)
〔平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ &
A (VOL.1) (平27.3.31) 問33により改正済〕

改定等により、改正済みあるいは削除されたQ & Aは、発出当時のまま掲載し、その旨の
注釈にはそのQ & Aの改正履歴等が示されています。『(新設)』とある場合、発出当時に
新しく設けられたQ & Aです。

〔〕は編注です。それ以外は原則として
出典(事務連絡)の文言です。

1 報酬改定にかかるこれまでの経緯

◎障害福祉人材の更なる処遇改善および消費税率引上げに対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が令和元年10月に実施されます。

障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定を含め、これまで数度にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（前頁参照）において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う」とされ、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされました。

また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないよう、対応について検討する必要があることとされました※1。

これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、令和元年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%となりました。

◆福祉・介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組

① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定

⇒ 福祉・介護従事者的人材確保・処遇改善等を図る。

② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）

⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置を講じた。（1人当たり、1.5万円相当）

③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続。（1人当たり、1.5万円相当）

併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を創設。（1人当たり、0.5万円相当）

④ 平成27年4月：障害福祉サービス等報酬改定 ±0%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」について、現行の加算の仕組みは維持しつつ更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価（1人当たり、1.2万円相当）を行うための新区分を創設。

⑤ 平成29年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +1.09%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」について、福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乗せ評価（1人当たり、1万円相当）を行うための新区分を創設。

注 平成30年度報酬改定のポイントは第4章（121頁）を参照。

2 障害福祉人材の処遇改善

◎現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定していること等を取得要件に、更なる処遇改善のための「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が新設されます。

1 基本的な考え方

職員の処遇を含む労働条件については、「本来は労使間において自律的に決定すべき」とする考えがある一方で、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要とされています。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行うこととなりました。

このため、令和元年度改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について、他産業と遜色ない賃水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行います。その際、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用が認められます※2。

※2 「新しい経済政策パッケージ」において、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえた施策です。

2 加算の対象（取得要件）

加算対象のサービス種類は、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類となります。

また、長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、

- ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- が加算の取得要件となります。

3 加算率の設定

(1)サービス種類ごとの加算率

障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等の数に応じて設定されます。なお、「介護福祉士等」とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいいます。

(2)サービス種類内の加算率

事業所や自治体の事務負担等に一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定しています※3。

※3 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算（II）の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算（I）の加算率を設定します。

加算（I）と加算（II）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定します。

福祉専門職員配置等加算および特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けません。

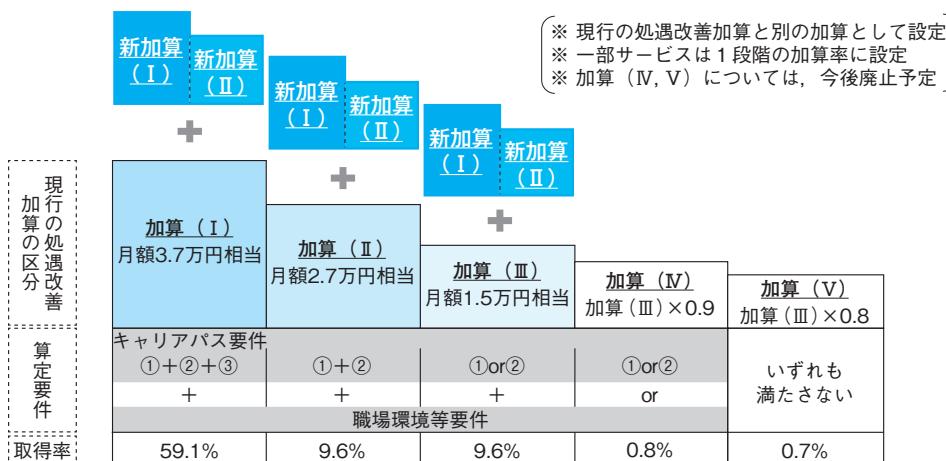
◆処遇改善加算全体のイメージ

〈福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件〉

- ・現行の福祉・介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを取得していること
- ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

〈サービス種類内の加算率〉

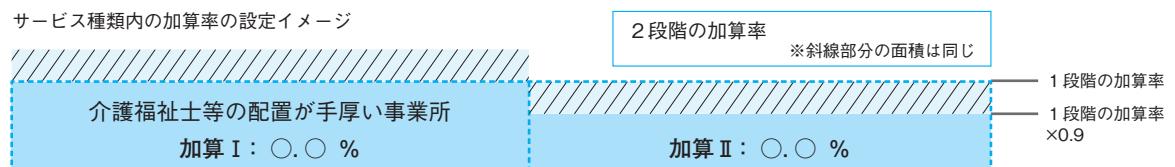
- ・福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（II）の加算率がその×0.9となるよう設定
- ※ 加算（I）と加算（II）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
- ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



◆加算率の設定

- サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数10年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階設定する。
- 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算IIの加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算Iの加算率を設定する。
 - ※ 加算Iと加算IIで加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定

サービス種類内の加算率の設定イメージ



◆福祉・介護職員等の処遇改善加算にかかる加算率について（令和元年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算I	新加算II	加算I	加算II	加算III	加算IV	加算V
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%		
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練（機能訓練）	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練（生活訓練）	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助（指定共同生活援助）	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		

サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算	加算I	加算II	加算III	加算IV	加算V
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%		
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		

- (注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。
- (注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。
- (注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。
- (注4) 既労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。
- (注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

1 障害者総合支援法の全体像

- ◎障害者・障害児が、その個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むための支援は、障害者総合支援法・児童福祉法にもとづき、市町村が総合的・計画的に実施します。
- ◎地域社会での共生を実現していくため、相談支援にもとづく障害福祉サービス、地域の実情に応じた地域生活支援事業によるサービスが提供されています。

1 障害者総合支援法による保健福祉施策

障害者・障害児のための保健福祉施策は、障害者総合支援法にもとづき、地域社会での共生の実現をめざして推進されています。

障害者総合支援法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法と相まって、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。

支援は、次のような基本理念にもとづき総合的に行われます。

- (1)すべての障害者・障害児が、可能な限りその身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- (2)どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- (3)障害者・障害児にとっての社会的障壁の除去に資すること

●市町村による支援の実施と都道府県・国の援助

障害者総合支援法のサービスには、自立支援給付（障害福祉サービスと医療等）と地域生活支援事業があります。障害児には、児童福祉法のサービスが提供されますが、障害者総合支援法の一定のサービスを組み合わせて利用することができます。

サービスの実施主体は、いずれも市町村（特別区を含む）※1です。市町村は、地域での障害者の生活の実態を把握し、公共職業安定所や教育機関と密接に連携して、自立支援給付と地域生活支援事業を総合的・計画的に行います。また、情報提供や相談、調査や指導※2、権利擁護のための必要な援助を行います。

都道府県は、市町村の事業が円滑に行われるよう支援を行うとともに、広域的な取組みが必要な事業を行います。国は、市町村・都道府県の業務が適正・円滑に行われるよう支援します。

費用は市町村が支弁しますが、都道府県が25%、国が50%を負担・補助するしくみとなっています。なお、市町村と都道府県は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、国が定める基本指針に即し障害福祉計画・障害児福祉計画※3を定めます。

2 対象となる障害者・障害児の範囲

障害者総合支援法は、障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者）をサービス・支援の対象とします。障害種別にかかわらず、共通の福祉サービスを共通の制度で提供します。

難病患者については、「制度の谷間」のない支援を提供するために、平成25年4月から一定の範囲で対象※4とされています。

18歳以上	(1)身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 →一定の身体上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人
	(2)知的障害者福祉法にいう知的障害者 →社会通念上知的障害と考えられる人（18歳未満は児童福祉法の対象だが、15歳以上であれば児童相談所の判断により対象となる）
	(3)精神保健福祉法第5条（統合失調症、精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障害、精神病質等の精神疾患がある人）に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者※5を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く） ※高次脳機能障害は、器質性精神障害として精神障害に分類されており、医師の診断書などの証書類により確認された場合は給付の対象
	(4)難病等対象者（継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける患者）
18歳未満	(5)児童福祉法第4条第2項に規定する児童 ①身体に障害のある児童 ②知的障害のある児童 ③精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む）
	(6)上記(4)の難病患者に該当する児童

◆身体障害者手帳の交付対象となる身体上の障害（身体障害者福祉法・別表）

(1)視覚障害で、永続するもの	①両眼の視力がそれぞれ0.1以下 ②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下 ③両眼の視野がそれぞれ10度以内 ④両眼による視野の2分の1以上が欠けている ※視力は万国式試視力表で測定（屈折異常がある場合は矯正視力について測定）
(2)聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上 ②一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上 ③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下 ④平衡機能の著しい障害
(3)音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害	①音声機能、言語機能、そしゃく機能の喪失 ②音声機能、言語機能、そしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
(4)肢体不自由	①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で、永続するもの ②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠く、またはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠く ③一下肢をリストランク関節以上で欠く ④両下肢のすべての指を欠く ⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害、またはひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの ⑥上記のほか、その程度が①～⑤の障害の程度以上と認められるもの
(5)心臓、じん臓または呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（ぼうこうまたは直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害）で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの	

※この法・別表に該当するかの詳細は、「身体障害者障害程度等級表」で、重度の側から1級から6級の等級が定められています。

※4 難病により一定の障害の状態にある人で、症状の変動等により身体障害者手帳が取得できない場合でも、対象疾患に該当すれば対象となります。対象疾患は、令和元年7月から361疾患に拡大されています。

※5 発達障害者支援法は、汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害、注意欠陥多動性障害などに類する脳機能の障害で、通常低年齢で発現するもののうち、言語・協調運動・心理的発達・行動・情緒の障害を発達障害としています。

3 自立支援給付と地域生活支援事業

障害者総合支援法によるサービスには「自立支援給付」と「地域生活支援事業」があり、多くのサービス種類が設定されています。

自立支援給付は、相談支援にもとづき提供される障害福祉サービスや自立支援医療・補装具費などからなり、一人ひとりの障害者・障害児の状況などをふまえ、個別に支給が定められます。

障害福祉サービス	介護給付費 訓練等給付費	市町村による支給決定を経てサービスが提供される（事業所等が法定代理受領により現物給付）
相談支援	計画相談支援給付費 地域相談支援給付費	市町村による地域相談支援給付決定が必要（事業所等による現物給付）
自立支援医療費		市町村等による支給認定が必要（医療機関による現物給付）
療養介護医療費		市町村による支給決定が必要（医療機関による現物給付）
補装具費		市町村が申請を受けて支給認定
特定障害者特別給付費（補足給付）		市町村の支給決定が必要（障害者支援施設等による現物給付）
高額障害福祉サービス等給付費		市町村が申請を受けて支給決定

●障害福祉サービスと計画相談支援 [→56頁]

障害福祉サービスには、介護の支援を提供する「介護給付」と訓練等の支援を提供する「訓練等給付」があります。障害者等は、利用したいサービスを選んで市町村に申請し、市町村で支給決定が行われると、サービス等利用計画にしたがってサービスが実施されます。

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、心身の状況や環境、サービス利用の意向などから判断してサービス等利用計画を作成、事業所等との連絡調整を行うとともに、利用状況を検証します。

●地域相談支援 [→62頁]

「地域移行支援」は、障害者支援施設等を利用する人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

「地域定着支援」は、居宅で単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

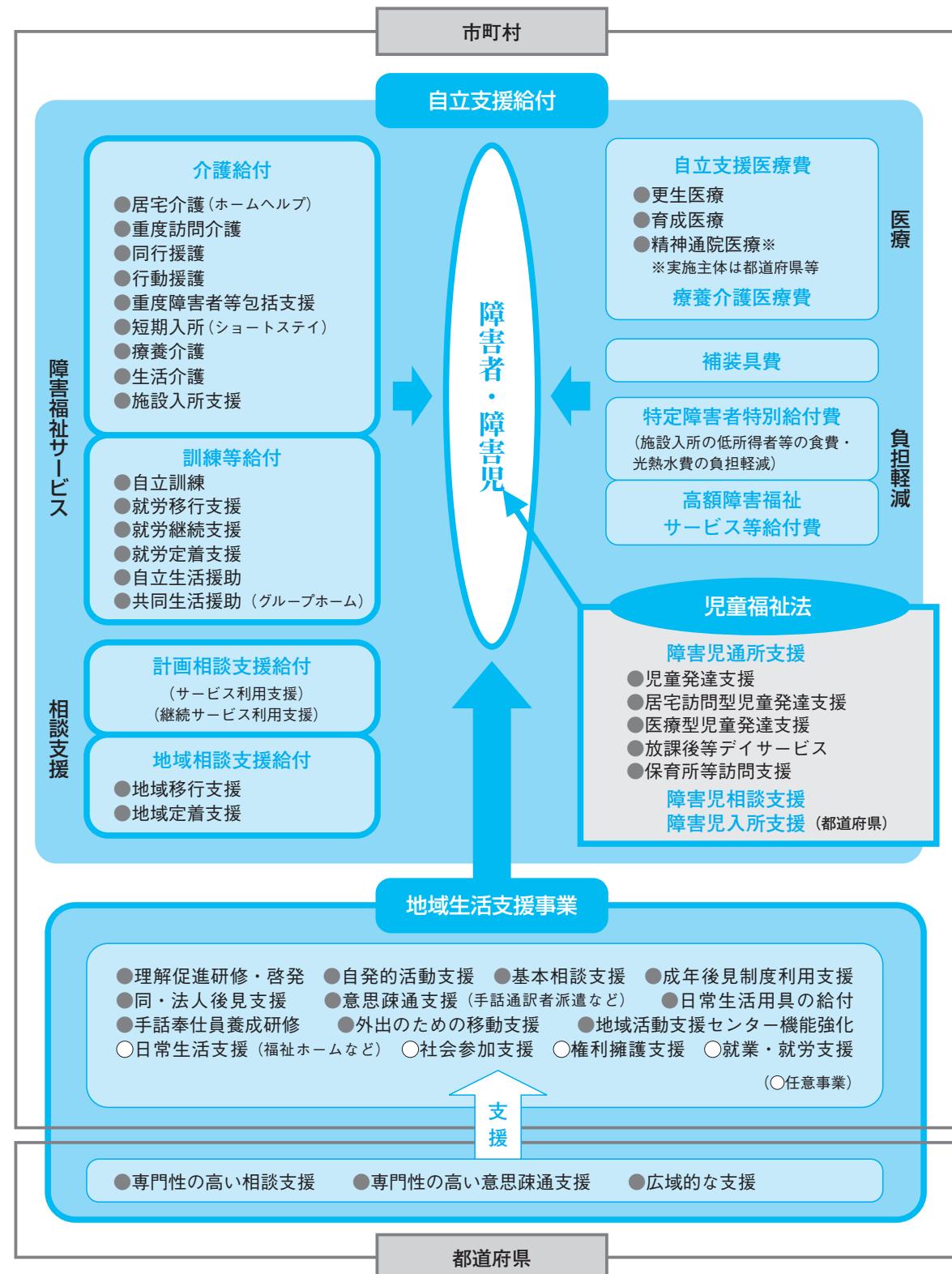
●児童福祉法の障害児福祉サービス [→88頁]

障害児には、障害児相談支援にもとづく障害児通所支援や、都道府県が実施する障害児入所支援が提供されます。

さらに、障害者総合支援法の障害福祉サービスのうち一定のものを、計画相談支援にもとづき併せて利用できます。なお、自立支援医療費※6や補装具費も障害者総合支援法から支給されます。

※6 障害児通所支援のうちの医療型児童発達支援センターでの治療は「肢体不自由児通所医療費」として、障害児入所支援のうちの医療型障害児入所施設での治療は「障害児入所医療費」として、医療保険（診療報酬）の自己負担分について児童福祉法による公費負担医療が行われます。

総合支援法による障害者・障害児への保健福祉サービス



●自立支援医療費・療養介護医療費

障害者・障害児が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療が自立支援医療※7です。

更生医療	身体障害者（18歳以上）の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療
育成医療	身体障害児（18歳未満）の健全な育成を図るために行われる生活の能力を得るために必要な医療
精神通院医療	精神障害の適正な医療の普及を図るために、精神障害者に対し病院または診療所へ入院することなく行われる医療

療養介護医療は、療養介護（医療と常時介護が必要な人に、医療機関で提供される医療と介護）の医療部分です※8。

●補装具費

補装具は、身体障害者、難病患者等の身体機能を補完または代替する用具で、職業その他日常生活の能率の向上を図ること、また、障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用するものです。

市町村は、補装具を必要とする身体障害者等に対し、補装具費の支給（購入、借受け※9、修理）を行います※10。

●特定障害者特別給付費・高額障害福祉サービス等給付費〔→31・34頁〕

特定障害者特別給付費は、施設・グループホーム入所者の食費・光熱水費（家賃）の実費負担を軽減するものです。低所得者等や支給決定時20歳未満の施設入所者（所得区分にかかわらず）が対象です。

高額障害福祉サービス等給付費は、世帯の負担を軽減する観点から、同一世帯に複数のサービス利用者がいる場合など※11に、償還払い方式により、世帯における利用者負担を軽減するものです。

●市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」

地域生活支援事業は、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施されます。

市町村・都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズをふまえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるように、自治体の創意工夫により効率的・効果的な取組みを行います。

●地域生活支援拠点等の整備

障害児・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的として、地域生活支援拠点等の整備が進められています〔→58頁〕。

※7 難病患者についての公費負担医療は、障害者総合支援法の障害福祉サービス対象者であっても「難病法」により行われます。

※8 自立支援医療や療養介護医療、難病法の医療の公費負担は、公的医療保険の患者負担分が対象です。

※9 従来は購入・修理が対象でしたが、平成30年4月からは次のような場合に借受け（貸与）が可能です。

- ①身体の成長に伴い短期間での交換が必要
- ②障害の進行により短期間の利用が想定される
- ③購入前に複数の補装具等の比較検討が必要

※10 特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具（障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具）は、市町村の地域支援事業（必須事業）により給付や貸与が行われます。

※11 平成30年4月から支給対象が拡大され、65歳到達まで障害福祉サービスを行うていた障害者が、65歳からそれに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担も軽減されます〔→35頁〕。

障害福祉サービス等の体系

サービス名		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
介護給付系	居宅介護（ホームヘルプ） 者児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	179,433	20,008
	重度訪問介護 者	重度肢体不自由者等で常時介護が必要な人に、自宅や医療機関等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援を総合的に提供する	11,218	7,487
	同行援護 者児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う	25,698	5,885
	行動援護 者児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	11,036	1,693
	重度障害者等包括支援 者児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う	38	10
	短期入所（ショートステイ） 者児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,867	4,850
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う	20,594	252
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動や生産活動の機会を提供する	282,067	10,409
	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	128,977	2,580
	自立生活援助 者	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営むまでの問題につき、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報を受け、相談に応じ、情報提供・助言を行う	465	114
訓練系・就労系	共同生活援助（グループホーム） 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	120,673	8,231
	自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,423	188
	自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,268	1,172
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	33,453	3,279
	就労継続支援（A型＝雇用型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	69,588	3,794
	就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	252,440	12,285
	就労定着支援 者	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行う	5,798	770
児童福祉法	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	111,363	6,365
	居宅訪問型児童発達支援 児	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行う	47	25
	医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う	2,314	96
	放課後等デイサービス 児	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う	206,828	13,052
	保育所等訪問支援 児	保育所等、乳児院・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	4,855	689
	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行う	1,575	186
障害児入所系	医療型障害児入所施設 児	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う	1,975	189
	計画相談支援 者児	【サービス利用支援】申請時（支給決定前）にサービス利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整しサービス利用計画を作成／【継続サービス利用支援】サービス利用状況等の検証（モニタリング）／事業所等との連絡調整、必要に応じた新たな申請の勧奨	151,973	8,107
	障害児相談支援 児	【障害児支援利用援助】申請時（給付決定前）に利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整し利用計画を作成／【継続障害児支援利用援助】モニタリング／事業所等と連絡調整等	46,932	4,529
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	680	363
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う	3,228	536
相談支援系		注①表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 ②利用者数及び施設・事業所数は平成30年12月現在の国保連データ。		

5 受給者証の交付と更新の申請

◎市町村は、介護給付費・訓練等給付費の支給決定を受けた障害者等には「障害福祉サービス受給者証」を、地域相談支援給付決定を受けた障害者には「地域相談支援受給者証」を交付します。

◎支給決定の有効期間が終了したとき、障害者等の申請にもとづき改めて支給決定が行われます。

1 サービス受給者証のしくみ

障害者や障害児の保護者が支給決定（地域相談支援給付決定）されたサービス内容を証するものとして、「障害福祉サービス受給者証」「地域相談支援受給者証」※1が交付されます。受給者証を障害福祉サービス事業者等に提示することにより、その事業者から現物給付でサービスを利用することができます。

受給者証には、その障害者等が受けられるサービス種類や支給量、報酬の算定区分や対象となる加算項目が記載されています。事業者等は、サービス提供に当たって障害者等から受給者証の提示を受けて、提供するサービスの種類・区分ごとに契約内容を記載します。

なお、サービスの変更があった場合※2には、受給者証への追加記入（または新規の交付）が行われます。

■障害福祉サービス受給者証と支給量管理

サービスの性質上、複数の事業者からのサービス提供が可能な障害福祉サービスについては、障害者等があらかじめ特定した1または複数の事業者と、1月当たりのサービス提供内容・提供量を定めて利用契約します。このとき、契約支給量が、障害福祉サービス受給者証に記載された決定支給量の範囲内となるように、障害者等、事業者、市町村がそれぞれ管理を行います。

支給量管理の対象となるのは、複数の事業者からの提供が想定される①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤短期入所、⑥生活介護、⑦自立訓練、⑧就労移行支援、⑨就労継続支援です。なお、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援または地域定着支援については、同一月に複数の事業者からの利用が想定されないため、支給量管理は不要です。

サービス事業所は、障害者等との契約に当たっては、障害福祉サービス受給者証に記載された支

給量の範囲で契約して、事業所記入欄に記入します。すでに他の事業者が契約支給量を記入している場合は、「決定支給量-すでに契約した支給量」の範囲内で支給量を契約して、事業所記入欄に記入します。そして、契約内容を市町村に報告するとともに、サービス提供のつど実績を記録します（サービス提供実績記録票の作成）。

市町村は、事業者からの契約内容の報告にもとづき支給管理台帳で管理し、事業者から介護給付費等の請求があったときに確認します。

●短期入所の支給量管理

短期入所では、居宅介護を利用する場合のように、障害者等があらかじめ特定の事業者と契約する形が一般的とはいえません。

そこで、サービスを提供するごとに、受給者証の短期入所事業者実績記入欄に実績を記入し、短期入所を利用する時点で、決定支給量の残量を障害者等や事業者が把握できるようにします。

障害福祉サービス受給者証（例）①介護給付費の支給決定内容

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地 フリガナ 氏名 生年月日
児童	氏名 生年月日 障害種別 1 2 3 4 5 ※
交付年月日	平成 年 月 日
支給市町村名及び印	障害種別：障害種別に応じて番号（重複障害の場合はそれぞれの番号）を○で囲みます。 身体障害者(児)……1 知的障害者(児)……2 精神障害者(児)……3 難病等対象者(児)……4(国保連支払システムと連動している場合は「5」)

◆介護給付費の支給決定内容	
A サービス種別	B 支給量等（▶加算事項等と記載例）
居宅介護 (住宅における身体介護中心) (通院等介助(身体介護を伴う場合)中心) (家事援助中心) (通院等介助(身体介護を伴わない場合)中心)	○時間30分／月（1回当たり○時間まで）※ (通院等乗降介助中心) ○回／月 ※1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たり利用可能時間数を記載する ※家事援助は、最初の30分以降は15分を単位とする ▶特別地域加算 ▶2人介護の承認…2人介護可
居宅介護（通院等乗降介助中心）	重度訪問介護
重度訪問介護	○時間30分（うち移動介護○時間30分）／月 ▶8.5%加算（障害支援区分6該当者加算）、15%加算（重度障害者等包括支援対象者加算）、特別地域加算 ▶2人介護の承認…2人介護可 ▶熟練ヘルパーによる同行支援の承認…同行支援可（○人、○○時間○○分）※○○人は新任従業者の総数、○○時間○○分は同行支援の総時間数
同行援護	○時間30分／月 ▶報酬加算対象者の確認…20%加算（区分3該当者加算）、40%加算（区分4以上該当者加算）、25%加算（盲ろう者該当加算） ▶特別地域加算 ▶2人介護の承認…2人介護可
行動援護	○時間30分／月 ▶特別地域加算 ▶2人介護の承認…2人介護可
療養介護	月の日数／月
生活介護	月の日数から8日を控除した日数／月 ▶重度障害者支援加算対象者の確認 障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が10点以上ある者…重度支援（知的）
短期入所	○日／月 ▶障害児の単価区分…区分1、区分2、区分3 ▶医療型の確認 療養介護対象者…医療型（療養介護） 重症心身障害児…医療型（重心） 遷延性意識障害者等…医療型（その他） ▶重度障害者支援加算…重度支援（強度行動障害の場合、その旨も記載）
重度障害者等括支援	（○単位×当該月の日数）単位／月 ▶特別地域加算▶共同生活援助利用型 ▶地域生活移行個別支援特別加算…地域生活移行個別支援（平成○年○月○日から平成○年○月○日まで） ▶精神障害者地域移行特別加算…精神障害者地域移行（平成○年○月○日まで） ▶強度行動障害者地域移行特別加算…強度行動障害者地域移行（平成○年○月○日まで）
施設入所支援	月の日数／月 ▶重度障害者支援加算 ①医師意見書により特別な医療が必要な身体障害者（②を除く）…重度支援（身体・基本） ②区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な人、重症心身障害者…重度支援（身体・重度） ③障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が10点以上…重度支援（知的） ▶地域生活移行個別支援（平成○年○月○日から平成○年○月○日まで）

●人員欠如の場合

事業所・施設における従業者数が、指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準または指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合（人員欠如）は、所定単位数（各種加算前の単位数）の70%または50%で算定します※9。

具体的な減算の方法は、①配置すべき定められた人員が10%超または10%以内で減少した場合、②①以外の人員欠如の場合、③常勤・専従等の従業者数以外の要件を満たしていない場合ごとに、1月単位で利用者・障害児全員につき行われます。

算定される単位数は、①については減算が適用される月から3月目未満は所定単位数の70%，3月目以上は所定単位数の50%です。②については、減算が適用される月から5月目未満は所定単位数の70%，5月目以上は所定単位数の50%を算定します。

減算される期間は、①の「10%超減少」の場合は、翌月から人員欠如が解消された月まで、①の「10%以内の減少」の場合、②または③に該当する場合は、翌々月から人員欠如が解消された月までとなります。ただし、翌月の末日に人員基準を満たしている場合は減算されません。

◆人員欠如減算（所定単位数の70%または50%で算定）

減算対象となる障害福祉サービス	減算対象となる障害児支援
療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）（基準該当就労継続支援B型を含む）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助	児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
①配置すべき定められた人員が10%超または10%以内で減少した場合における減算（1月単位で全員減算）	
生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人	児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者
【10%超減少】翌月から人員欠如が解消された月まで	
【10%以内の減少】翌々月から人員欠如が解消された月まで ※翌月末日に人員基準を満たす場合を除く	
②①以外の人員欠如の場合における減算（1月単位で全員減算）	
翌々月から人員欠如が解消された月まで ※翌月末日に人員基準を満たす場合を除く	
③常勤・専従等の従業者数以外の要件を満たしていない場合（1月単位で全員減算）	
翌々月から人員欠如が解消された月まで ※翌月末日に人員基準を満たす場合を除く	
④日中サービス支援型指定共同生活援助事業所で夜勤を行う世話人または生活支援員の人員欠如の場合（1月単位で全員減算）	
翌月から人員欠如が解消された月まで	

◆夜勤職員欠如減算（所定単位数の95%で算定）

減算対象となる障害福祉サービス	減算対象となる期間
施設入所支援	発生月の翌月に利用者全員について減算

●夜間職員欠如の場合

施設入所支援において、ある月（暦月）の夜勤時間帯※10に夜勤を行う生活支援員の数が、指定障害者支援施設基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合（夜勤職員欠如）は、基準に満たない事態が①2日以上連続して発生した場合または②4日以上発生した場合に、所定単位数（各種加算前の単位数）の95%で算定します。

減算は、夜間職員欠如が発生した月の翌月に、利用者全員について行われます。

●個別支援計画等が未作成の場合

個別支援計画、通所支援計画または入所支援計画の作成が適切に行われていない場合（個別支援計画等未作成）は、減算が適用される月から3月未満の月は所定単位数の70%を、連続して3月以上の月は所定単位数の50%を算定（各種加算前の単位数※11）します※12。

具体的には、①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の指揮下で個別支援計画等が作成されていない場合、②指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準、指定通所基準または指定入所支援基準に規定する個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合に、該当する利用者・障害児につき行われます。

●標準利用期間を超過した場合

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援の利用者※13の利用期間の平均値が「標準利用期間 + 6月間」を超えている1月間は、そのサービスの利用者全員につき所定単位数（各種加算前の単位数）の95%で算定します。

利用者ごとの利用期間の算定は、サービス利用開始日から各月末日までの間の月数を算出して行います※14。標準利用期間が36月間である①「頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者」の場合の機能訓練、②「長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者」の場合の生活訓練の利用者は、前記により算定した期間を①は1.75、②は1.4で除した期間となります。

●身体拘束等にかかる記録が未作成の場合

身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定基準の規定に基づき求められる、身体拘束等にかかる記録が行われていない場合（身体拘束廃止未実施）の減算です。入所者全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算します。

なお、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善状況を都道府県知事に報告します。

※10 22時～翌朝5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、障害者支援施設等ごとに設定します。

※11 児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）と訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）は、加算後の単位数をもとに計算します。

※12 該当した月から解消された月の前月まで減算します。

※13 利用開始から1年を超えていない人を除きます。

※14 サービス利用開始日が月の初日の場合は、その月を含み、月の2日目以降の場合はその月を含まず翌月以降から起算します。

8 共同生活援助（グループホーム）

障害者について、主として夜間に、共同生活を営むべき住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。

●共同生活援助の対象者

障害支援区分にかかわらず、障害者を対象とします。ただし、身体障害者については、①65歳未満の人、②65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスやこれに準ずるものを利用したことがある人※11に限られています。また、地域移行支援型ホーム※12の利用者は、地域移行支援型ホームを行う事業者がその事業を開始した日に、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限られています。

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないように留意することが求められています。

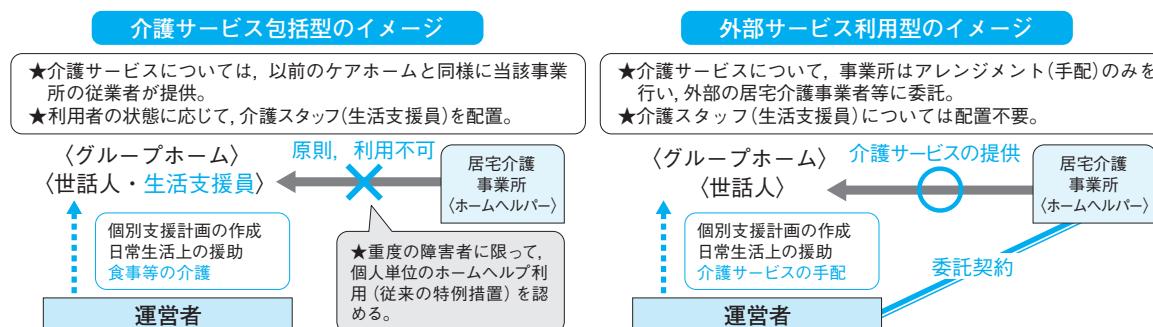
●共同生活援助と共同生活介護の一元化

平成26年3月までは、障害程度区分2以上の障害者を対象とする介護給付の共同生活介護（ケアホーム）と、障害程度区分1以下の障害者を対象とする訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）とに分かれていきましたが、平成26年4月からは共同生活援助に一元化されています。

●介護サービス包括型と外部サービス利用型

一元化後のグループホームでの介護等の提供については、①グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型もしくは日中サービス支援型）、または②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託するか（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択できるしくみとなっています※13。

◆介護サービス包括型と外部サービス利用型



●重度者を常時支える日中サービス支援型

日中サービス支援型は障害者の重度化・高齢化に対応するために設けられた類型です。従来の共同生活援助よりも手厚い配置とするため、世話人の配置は利用者5:1を最低基準としています。

日中サービス支援型では世話人や生活支援員等のほか、夜間および深夜の時間帯に介護等の夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置します。

●本体住居と連携するサテライト型住居

共同生活よりも単身での生活を望む障害者に、本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、1人暮らしに近い形態のサテライト型住居のしくみがあります。

サテライト型住居の設置は、本体住居につき原則2カ所が上限です。主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在することや、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないことが必要とされています。

◆事業所の人員基準・設備基準（概要）

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
世話人	常勤換算で利用者6:1以上	常勤換算で利用者5:1以上	常勤換算で利用者6:1以上※1
生活支援員	常勤換算で次の①～④の合計数以上 ①障害支援区分3の利用者数÷9 ②障害支援区分4の利用者数÷6 ③障害支援区分5の利用者数÷4 ④障害支援区分6の利用者数÷2.5		
サービス管理責任者	利用者30人までは1人、30人を超える部分は30:1以上となるように配置（必要な勤務時間を確保）※世話人または生活支援員のいずれかの職務と兼務可能		
夜間支援従事者		1人以上	
管理者	常勤専従。支障がなければ次の兼務が可能。 ①自事業所のサービス管理責任者・従業者、②他の事業所・施設等の管理者・サービス管理責任者・従業者（特に管理業務に支障がない場合）		
住居	(1)住宅地など家族や地域住民との交流が確保される地域で、かつ、入所施設・病院の敷地外※2 (2)1以上の共同生活住居を有すること		
設備	(1)共同生活住居：1以上のユニットを有すること ※ユニットごとに、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所等の必要な設備を設置 (2)ユニットの居室面積：収納設備等を除き7.43m ² 以上（4.5畳以上）		
定員	(1)事業所としての定員：4人以上（サテライト型住居の定員を含む）※3 (2)共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下 ※既存建物活用の場合は2人以上20人以下、都道府県が特に認めた場合は21人以上30人以下 (3)ユニットの定員：2人以上10人以下 (4)居室の定員：1人（利用者の希望をふまえ、必要と認められる場合は2人）		

※1 一元化施行時（平成26年4月）に現にあるグループホームについては当分の間10:1以上。

※2 病院の敷地内の建物を利用する地域移行支援型ホームがあります。

※3 地域移行支援型ホームの定員は4人以上30人以下となっています。

3 請求情報の入力 ⑧請求明細書

請求明細書は、サービス事業所等が介護給付費・訓練等給付費等の請求を行う際に提出するサービス事業所単位・利用者単位の集計情報です。提供したサービスにより様式が異なり、例えば居宅介護サービスの場合には、「介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）」を用います。

なお、前述した請求明細書の自動作成を行った場合、以下請求明細書の入力手順における日数情報、明細情報、集計情報については、すでに入力された状態になります。

(1)日数情報の入力

- ① 【詳細メニュー】[請求明細書] をクリック、【請求明細書入力】[様式第二] をクリックすると、
【介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）日数情報】画面が表示されます。

【介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）日数情報】画面

障害福祉サービス電子請求受付システム（簡易入力） - 介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報														
提供年月	平成 29 年 4 月分	事業所名	事業所 A											
受給者証番号		?	障害児氏名			市町村名								
助成自治体番号				地域区分	20	その他			就労推奨	就労促進	就労扶助	就労訓練	就労実績	無し
利用者負担上限額①	円	利用者負担上限額	指定事業所番号		管理結果			▼	管理結果額	円				
就労推奨 A型減免対象者		無し	管理事業所											
サービス提供の開始・終了等の状況														
No.	1													
サービス種別	▼	開始年月日 平成 年 月 日			終了年月日 平成 年 月 日									
利用日数	日	入院日数		日	外泊日数		日							
特定障害者特別給付費	算定日額	円	日数	日	給付費請求額	円	実費算定額	円						
利用日数管理票	対象期間(開始)	平成 年 月	対象期間(終了)	平成 年 月	当月の利用日数	日	原則日数の総和	日						
選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数	特定障害者特別給付費	利用日数管理票					
					算定期間	日額	日数	給付費 請求額	実費 算定額	対象期間 (開始)	対象期間 (終了)	当月の 利用日数	原則日数 の総和	

明細照会

登録

クリア

削除

戻る

明細へ(2/4)

合計へ(4/4)

明細追加

明細修正

明細削除

明細クリア

受給者証番号入力支援

2019/11/20 8:21:3

- ②《受給者証番号》欄に該当する番号を入力し [Enter] キーを押すと、登録されている受給者情報が表示されます。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報									
提供年月	平成 28 年 4 月分	事業所名	請求事業所 A						
受給者証番号	9999999999	? 国保	太郎	障害児氏名			市町村名	国保市	
助成自治体番号				地域区分	20	その他	就労相談支援 A 型事業者	免格	無し
利用者負担上限額①	15,000 円	利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	管理結果		管理結果額	円		
就労継続支援 A 型減免対象者	無し								

③続けて《サービス提供の開始・終了等の状況》を入力し、「明細追加」をクリックします。

サービス提供の開始・終了等の状況													
No.	1												
サービス種別	11	居宅介護			開始年月日	平成 29 年 6 月 1 日	終了年月日	平成 年 月 日					
利用日数	10	日			入院日数	日	外泊日数	日					
特定障害者特別給付費	算定日額	円	日数	日	給付費請求額	円	実費算定額	円					
利用日数管理票	対象期間(開始)	平成 年 月	対象期間(終了)	平成 年 月	当月の利用日数	日	原則日数の総和	日					
選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数	特定障害者特別給付費	利用日数管理票				
								算定期額 日数 給付費 請求額 実費 算定期額	対象期間 (開始)	対象期間 (終了)	当月の 利用日数	原則日数 の総和	

- ④明細表示部に入力した情報が追加されるので確認し、「明細へ(2/4)」をクリックします。

サービス提供の開始・終了等の状況												
No.	2											
サービス種別	▼		開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
利用日数	日		入院日数	日		外泊日数	日					
特定障害者特別給付費	算定日額	円	日数	日	給付費請求額	円	実費算定額	円	日	当月の利用日数	原則日数の総和	日
利用日数管理票	対象期間(開始)	平成	年	月	対象期間(終了)	平成	年	月	日	当月の利用日数	原則日数の総和	日
選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数	特定障害者特別給付費	利用日数管理票	当月の利用日数	原則日数の総和	日
▶	1	11	平成20年06月01日		10日			算定期額 算定期數 給付費 請求額	対象期間 (開始) (終了)			

(2)明細情報の入力

- ①【介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）明細情報】画面が表示されます。明細入力部に入力し「明細追加」をクリックします。

【介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）明細情報】画面

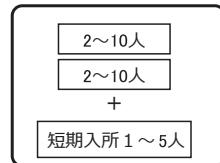
給付費明細							
No.	1						
サービスコード	111111	? 身体日中〇. 5	単位数		245 単位	回数	5 回 サービス単位数
摘要					1,225 単位		
選択	No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス 単位数	摘要

- ②明細表示部に入力した情報が追加されるので確認し、明細情報の入力が完了したら [集計へ(3/4)] をクリックします。

給付費明細							
No.	2	?	単位数	単位	回数	回	サービス単位数
摘要							
選択	No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス 単位数	摘要
▶	1	身体日中0.5	111111	245	5回	1,225	

A-1 重度の障害者への支援を可能とするグループホーム

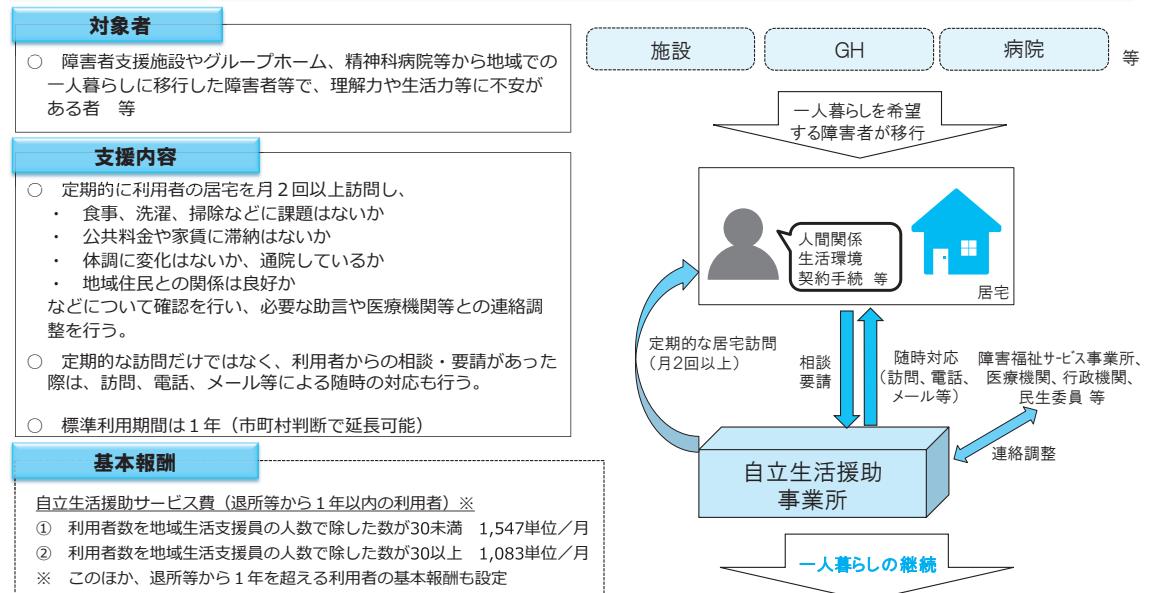
- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」(以下「日中サービス支援型」という。)を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないよう仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の基本報酬を設定。
 - 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
※ 世話人の配置が3:1の場合
 - (1) 区分 6 1,098単位
: :
: :
 - ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必須とする。

A-2 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

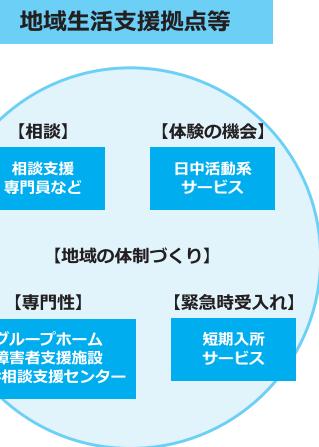


A-3 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)



【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+ 50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算） 等

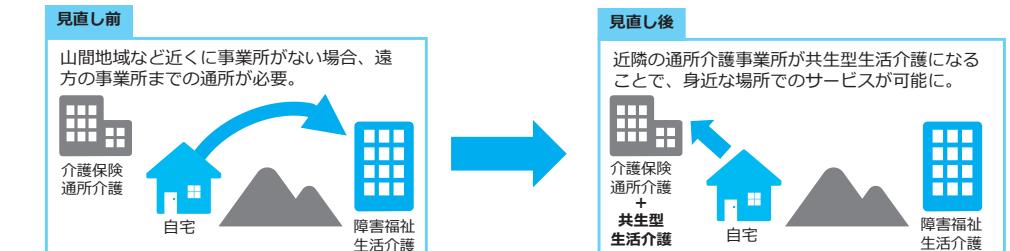
【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

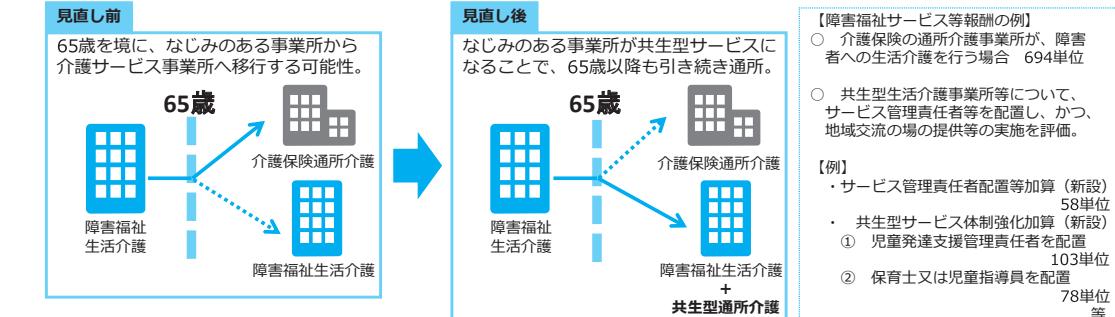
A-4 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



1. 居宅介護サービス費

色字 : 令和元年10月見直し箇所
黒字 : 平成30年4月見直し箇所

初回加算 (1回につき200単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×302)/1,000
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×220)/1,000
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×122)/1,000
	二 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハ八の90)/1,000
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハ九の90)/1,000

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、[福祉・介護職員等特定処遇改善加算](#)を除く）を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員待遇改善特別加算

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定待遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅰ） （1月につき＋所定単位×74／1,000）
	ロ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅱ） 1月～12月

1 | Page

(1月につき 十所定単位×74／1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

第1 居宅介護

算定構造→128頁

1 居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 **248単位→249単位**
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 **392単位→393単位**
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 **570単位→571単位**
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 **651単位→652単位**
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 **732単位→734単位**
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 **813単位→815単位**
- (7) 所要時間3時間以上の場合 **894単位→896単位**に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに**81単位**を加算した単位数

ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 **248単位→249単位**
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 **392単位→393単位**
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 **570単位→571単位**
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 **651単位→652単位**
- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 **732単位→734単位**
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 **813単位→815単位**
- (7) 所要時間3時間以上の場合 **894単位→896単位**に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに**81単位**を加算した単位数

ハ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 **102単位**
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 **148単位**
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 **191単位**
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 **231単位→232単位**
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 **267単位→268単位**
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 **301単位→302単位**に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに**34単位**を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 **102単位**
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 **191単位**
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 **267単位→268単位**
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 **335単位→336単位**に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに**68単位**を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

98単位

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

[1・イ～ホ／注4] 居宅介護サービス費の算定について [第二・2・(1)・①]

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位（家事援助においては、最初の30分以降は15分を単位とする。）として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。

[1・イ～ニ／注4] 基準単価の適用について [第二・2・(1)・②]

居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。

[1・イ～ニ] 居宅介護の所要時間について [第二・2・(1)・③]

(一) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」（以下「身体介護中心型」という。）など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」（以下「家事援助中心型」という。）を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

(二) 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。

(三) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。

[1・イ、ホ／注5] 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について [第二・2・(1)・⑧]

「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しきつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の対象者には適用しないものであること。

[1・ロ、ホ／注6] 「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分について [第二・2・(1)・⑦]

「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しきつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。

（例）（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

障害福祉サービス
①居宅介護
②重度訪問
③同行援護
④行動援護
⑤療養介護
⑥生活介護
⑦短期入所
⑧重度包括
⑨入所支援
⑩機能訓練
⑪生活訓練
⑫就労移行
⑬就労継続A
⑭就労継続B
⑯-2 就労定着
⑯-3 自立生活
⑯共同生活

2 初回加算**200単位**

注 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算**150単位**

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は共生型居宅介護の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第22条（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 喀痰吸引等支援体制加算**100単位**

注 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注12の(1)の特定事業所加算（I）を算定している場合は、算定しない。

4の2 福祉専門職員等連携加算**564単位**

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2及び第14の2の1において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I） 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303→302に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II） 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の221→220に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III） 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123→122に相当する単位数
- 二 福祉・介護職員処遇改善加算（IV） ハにより算定した単位数の100分の90に相当する

[2] 初回加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・⑯〕

- (一) 本加算は、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。
- (二) サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

[3] 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・⑯〕

報酬告示第1の3の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

[4の2] 福祉専門職員等連携加算について〔第二・2・(1)・⑯〕

- (一) 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。
- (二) 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。
- (三) 社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。
- (四) 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。
- (五) 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。

[5, 6] 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・⑯〕

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））[→「IV 関係告示・通知」参照]を参照すること。

所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。
なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

2 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条）

指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な事項について、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容
- ③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日
- ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面

なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用す

る方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(契約内容の報告等)

第6条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

(2) 契約内容の報告等（基準第6条）

指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。

また、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して障害児支援利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければないこととしている。

なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。

- ① 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合
- ② 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合
- ③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合

(提供拒否の禁止)

第7条 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んではならない。

(2) 提供拒否の禁止（基準第7条）

指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合
- ④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。

なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表の注10から注12に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定障害児相談支援事業者にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的

アが必要な障害児又は精神障害を有する障害児の保護者からの利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定障害児相談支援事業所が通常時に指定障害児相談支援を提供する地域をいう。第12条第2項及び第19条第5号において同じ。）等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(2) サービス提供困難時の対応（基準第8条）

指定障害児相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(受給資格の確認)

第9条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。

(2) 受給資格の確認（基準第9条）

指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。

なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によつて、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。

(通所給付決定の申請に係る援助)

第10条 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請につ

いて、必要な援助を行わなければならない。

(2) 通所給付決定の申請に係る援助（基準第10条）

基準第10条は、障害児の保護者の通所給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該障害児の保護者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該障害児の保護者が支給申請を行ふことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行ふことを定めたものである。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(2) 身分を証する書類の携行（基準第11条）

障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

(障害児相談支援給付費の額等の受領)

第12条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けるものとする。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の支払を受けた額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。

3 指定障害児相談支援事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に對し交付しなければならない。

4 指定障害児相談支援事業者は、第2項の交通費について、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に對し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

(2) 障害児相談支援給付費の額等の受領（基準第12条）

① 法定代理受領を行わない場合

基準第12条第1項は、指定障害児相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際には、障害児相談支援対象保護者

別紙様式4

特別な事情に係る届出書（〇〇年度）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号							
----------------	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ			
	名称			
事業所等の名称	フリガナ			提供するサービス
	名称			

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス事業等に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

福祉・介護職員等特定待遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

(令和元年5月17日 障障発0517第1号)

福祉・介護職員の待遇改善については、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員待遇改善加算（以下「現行加算」という。）の拡充も含め、これまで数次にわたる取組を行ってきたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる待遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの待遇改善にこの待遇改善の収入を充てることができるように柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の待遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、待遇改善を行う。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の待遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされたところである。

今般、これを受けて、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定待遇改善加算（以下「特定加算」という。）を創設することとしたところである。

特定加算の取得については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）以下「障害者における算定基準」という。),「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）,「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）及び「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）。以下「障害児における算定基準」という。）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

また、本通知は、令和元（2019）年10月1日から適用する。

記

1. 基本的考え方

現行加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の待遇改善事業における助成金（以下「助成金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改

善に充てる目的に創設されたものである。

2019年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる待遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる待遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の待遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしたものである。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

2. 特定加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 特定加算の仕組み

特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算及び福祉・介護職員待遇改善特別加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとする。サービス別加算率については、別紙1表1を参照すること。

(2) 特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、特定加算の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な待遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善に係る賃金水準の比較の考え方について

賃金改善は、現行加算による賃金改善と区分して判断する必要があるが、特定加算を取得していない場合の賃金水準と、特定加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算定する。なお、比較時点において勤務実績のない職員については、当該職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

③ 賃金改善に係る留意点

特定加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、障害者における算定基準（※1）又は障害児における算定基準（※2）を満たす必要がある。

なお、当該取組に要する費用については、算定

すること。「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。なお、特定加算に当たっては、職員の個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、三a及び四の積算の根拠となる詳細な積算資料の提出は求めないが、都道府県知事等に求められた場合には、提出できるようにしておくこと。

8. 加算の停止

都道府県知事等は、特定加算を取得する障害福祉サービス事業者等が次の(1)又は(2)に該当する場合は、既に支給された特定加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は特定加算を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して福祉・介護職員等特定処遇改善計画を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整することが望ましい。

(1) 特定加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行なががら6(2)の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合

(2) 虚偽又は不正の手段により特定加算を受けた場合

9. 特定加算の取得要件の周知・確認等について

都道府県等においては、特定加算を算定している障害福祉サービス事業所等が特定加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

(1) 賃金改善方法の周知について

特定加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について福祉・介護職員等特定処遇改善計画書や情報公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書等について

都道府県等が障害福祉サービス事業所等から福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を受け取る際には「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額」と「賃金改善の見込額」を、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書を受け取る際には「福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。

10. その他

(1) 加算の取得促進について

都道府県等におかれでは、障害福祉サービス事業者等における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進するために、都道府県等が行う障害福祉サービス事業者等への助言・指導等の取組を支援する「障害福祉サービス等支援体制整備事業」を活用し、障害福祉サービス事業者等へ加算を周知し、加算の申請が適切に行われるよう配慮されたい。

(2) 人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）について

福祉・介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、将来を見通せるような賃金体系が明確になっていることが重要であることから、各都道府県労働局において、介護労働者のために賃金制度を整備し、離職率の低下に取り組む障害福祉サービス等事業主に対する助成を実施している。加算の取得と併せて、本助成を活用できる場合があることから、障害福祉サービス等事業者が加算を取得しようとする場合には、適宜案内されたい。

また、本助成金を受給するに当たっては、賃金制度の整備前に計画を作成し、管轄都道府県労働局の認定を受ける必要があることについて、受給を希望する障害福祉サービス等事業者への助言をお願いする。

※ 人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html>

(3) 通知の今後の改訂について

現行加算については従前どおりの運用がなされているところ、今般、令和元（2019）年10月からの制度施行に伴い、特定加算の運用等について別途本通知でお示ししたものである。今後、加算の取得にかかる業務簡素化の観点から、現行加算と今般の特定加算の計画書等の届出については、様式の統合等を予定しているので了知されたい。

別紙 1

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉専門職員配置等加算等の算定状況に応じた加算率	
	特定加算（I）	特定加算（II）
居宅介護	7. 4%	5. 8%
重度訪問介護	4. 5%	3. 6%
同行援護	14. 8%	11. 5%
行動援護	6. 9%	5. 7%
療養介護	2. 5%	2. 3%
生活介護	1. 4%	1. 3%
重度障害者等包括支援	1. 5%	
施設入所支援	1. 9%	
自立訓練（機能訓練）	5. 0%	4. 5%
自立訓練（生活訓練）	3. 9%	3. 4%
就労移行支援	2. 0%	1. 7%
就労継続支援A型	0. 4%	0. 4%
就労継続支援B型	2. 0%	1. 7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	1. 8%	1. 5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1. 8%	1. 5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2. 0%	1. 6%
児童発達支援	2. 5%	2. 2%
医療型児童発達支援	9. 2%	8. 2%
放課後等デイサービス	0. 7%	0. 5%
居宅訪問型児童発達支援	5. 1%	
保育所等訪問支援	5. 1%	
福祉型障害児入所施設	5. 5%	5. 0%
医療型障害児入所施設	3. 0%	2. 7%

※ 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については生活介護の加算率を適用する。

※ 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別紙様式2

福祉・介護職員等特定待遇改善計画書(令和 年度届出用)

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の所在地	〒 都・道・府・県			
	電話番号	FAX番号		
事業所等の名称	フリガナ 名 称	提供する サービス		
事業所の所在地	〒 都・道・府・県			
	電話番号	FAX番号		

複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算(I) () 事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) () 事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定待遇改善加算 (I II 区分なし)
② 現行の待遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員待遇改善加算 (I II III)
③ 福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 (福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算) 取得無
④ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算算定期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
⑤ 令和 年度福祉・介護職員等特定待遇改善加算の見込額	円
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)	円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
⑦ 経験・技能のある障害福祉人材(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	円・人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数) 人】	
⑧ 他の障害福祉人材(②)における平均賃金改善額((vi - vii) / viii)	円・人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	人
⑨ その他の職種(③)平均賃金改善額((ix - xi) / xi)	円・人
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額) 円】	
⑩ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
※原則1ヶ月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う增加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)

・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

資質の向上

- 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する啓発吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- 研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動
- 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
- その他()

労働環境・待遇の改善

- 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
- 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む))による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
- 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
- その他()

その他

- 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- 非正規職員から正規職員への転換
- 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- 職員の増員による業務負担の軽減
- その他()

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページへの掲載

- 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定
- 独自のホームページへの掲載 / 予定

その他の方法による掲示等

- 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定
- その他()

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定待遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日 (法 人 名)
(代表者名)

印

0-1 障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成31年3月29日）

(平成31年3月29日 障害福祉課事務連絡)

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。

- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。

- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。

なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。

- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。

- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等

- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

なお、今般のQ&Aについては、今後以下の「手引き」においても盛り込むことを予定している。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）

(身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）」にも同様の規定あり。

- 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（平成30年6月）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/12200000-Shakaiengokkyokushouhokenfukushibu/0000211202.pdf>

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（平成30年6月）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/12200000-Shakaiengokkyokushouhokenfukushibu/0000211204.pdf>

(利用期間)

問2 自立生活援助の標準利用期間（1年）を超えて更新を認める要件は何か。

また、利用期間の終了後に、再度自立生活援助が必要と認められた場合には、支給決定を行う事は可能か。

自立生活援助は、標準利用期間を1年としているが、市町村の審査会においてその必要性が認められた場合には、更新可能としている。必要性の判断については、個々の利用者の状況等に応じてなされることとなるため、一律に示すことはできないが、例えば、支給決定時の状況と現状の比較や、個別支援計画の進捗等を確認いただきたい。

なお、自立生活援助は、上記のとおり利用者の状況に応じてその必要性を判断するものであるため、一度サービスの利用が終了しても、再度支給決定することが可能である。

(従業者の欠勤)

問3 平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）の送付について」の問6（以下、「当該Q&A」という。）において、職員が病欠等により出勤していない場合の取扱いが示されており、常勤職員については、病欠等で欠勤した場合であっても常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる

とされている。

この点、共同生活援助事業所においては、勤務時間が同一であっても、夜勤の有無によって基準省令上の常勤・非常勤を区分し、欠勤の際に異なる取扱いをすべきか。

共同生活援助事業所において、当該事業所における勤務時間の合計（夜勤等を含む）が、事業所の定める常勤の従業者が勤務すべき時間に達している従業者については、当該Q&Aで示している常勤職員に対する取扱いと同様の取扱いをして差し支えない。

なお、本Q&Aは基準省令における「常勤」の取扱いを変更するものではないことを申し添える。

【参考】

- 平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A VOL.2」

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況による。

況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、ほかの日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。（以下、略）

(看護職員加配加算)

問4 看護職員等加配加算の要件である医療的ケア児が急ぎきよ欠席した場合、利用延べ児童数の算出に当たり欠席日を差し引く必要があるか。

医療的ケア児の利用延べ児童数は、原則として障害児の実際のサービス利用日のみを計上するが、状態が急変しやすい医療的ケア児特有の事情を鑑み、障害児支援利用計画及び個別支援計画においてサービス利用を予定していた医療的ケア児が、状態の急変や感染症の罹患等のやむを得ない理由により急遽利用を中止したことにより、当初想定されていた延べ利用児童数の要件が満たせなくなった場合には、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）の判断により、当該欠席日を利用日として数える等、適切な方法により障害児の数を推定しても差し支えない。

0-2 障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成31年4月4日）

(平成31年4月4日 障害福祉課事務連絡)

訪問系サービス

(1) 居宅介護

(同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算)

問1 居宅介護において利用者が同一建物に20人以上もしくは50人以上居住する場合は減算する取扱いをしているが、利用者数には介護保険の訪問介護サービス利用者も含むのか。

利用者数については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」（平成30年3月30日事務連絡）問27でお示ししているところであり、障害福祉サービスの居宅介護を利用している者以外は含まない。

(2) 重度訪問介護

(入院中の提供の算定について①)

問2 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、あらかじめ利用者から申請や手続等が必要か。

入院については計画的なものから緊急的なものまで様々な形態が想定されるため、事前の申請や手続き等は不要である。

ただし、病院等に入院中には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の

療養の給付等に影響がないように病院等の職員と重度訪問介護事業所が調整した上で行う必要があることから、調整ができなかった場合には報酬算定できないことに留意されたい。

(入院中の提供の算定について②)

問3 入院した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるが、当該利用者が入院したことについて、どのような手続きで確認を行えばよいのか。

入院から約60日経過した場合は、速やかに重度訪問介護事業所から市町村へ報告させることとし、利用開始日や現在の利用状況等を確認されたい。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について①)

問4 2人介護による支援と熟練ヘルパーによる同行支援を同時に算定することは可能か。

同行支援は同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して支援を行った場合に報酬算定することが出来るものであり、利用者に同時に支援できる人数は2人までとなることから、2人介護による支援に加えて熟練ヘルパーによる同行支援を同時に算定することはできない。

5-1 相談支援に関するQ&A

(平成29年3月31日 障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)

事務連絡前文（抄）：標記について、これまで寄せられた計画相談支援に関する疑義照会を中心に、「相談支援に関するQ&A」を作成しましたので情報提供させていただきます。

編注：事務連絡名は「問」内に下記①②③と略記した。

- ①相談支援関係Q&A（25.2.22障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）
- ②平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.1）（27.3.31障害福祉課事務連絡）
- ③平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.2）（27.4.30障害福祉課事務連絡）

1. 指定基準関係

(1) 設備基準

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。①問1

指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(2) 受給資格の確認

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。①問2

当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(3) 取扱件数

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。①問3 一部修正

利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(4) 補助の業務

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。①問一部修正

サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
 - ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取
- である。

(5) アセスメント

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわない。
- ②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。①問5

障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

2. 指定事務関係

(1) 指定に当たっての基本的な考え方

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。①問7

具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよい。

お見込みのとおり。

(2) その他留意事項

1. 指定基準関係 2. 指定事務関係 3. 支給決定通知・事務処理要領

問8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があつた場合においては、指定にあたって必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

①問9

当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(3) 指定権者

問9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。①問10

お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

問10 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。①問11

他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

問11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。①問12

当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(4) 独自条件の付加

問12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。①問13

指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。

なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(5) 相談支援専門員

問13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について

県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があつても要件を満たすと考えるが、いかがか。①問15

お見込みのとおり。

問14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

介護職員初任者研修に相当するものが該当する。

問15 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。

国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

問16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

①問16

お見込みのとおり。

なお、保健所については、診療所に準じたものと考えるほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

問17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。①問17

居宅介護支援事業所も対象に含まれる。

また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

3. 支給決定通知・事務処理要領

(1) 様式

問18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。①問18

お見込みのとおり。

市町村において適宜工夫して活用されたい。

(2) 受給者証

問19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。①問19

お見込みのとおり。

(3) 申請窓口

問20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行うこととなるのか。①問20

利用者の申請手続の負担軽減を図るために、できる限り、1つの窓口において一括的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(4) 基本相談支援

問21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係につ